

法人県民税及び法人事業税の超過課税の延長に関する緊急要請

神奈川県では、生活環境や都市基盤の整備といった特別な財政需要に対応するため、法人県民税は昭和 50 年、法人事業税は昭和 53 年から、超過課税が概ね 5 年ごとに延長しながら実施されており、本年 10 月には、現行制度の期限が到来するところです。

現行制度における超過課税については、県内経済を活性化させるための基盤整備として活用されるなど、県内各市町村に一定の効果をもたらしたものであると認識しているところですが、県施行分も含めた各活用事業の実施による効果について、客観的な検証を行い、納税者に対して、丁寧に説明していくことが求められます。

前回の延長から、社会経済環境については、コロナ禍からの回復の一方、物価上昇、人手不足の深刻化、インフラの老朽化など、大きく変化しているとともに、近年の自然災害の発生を踏まえ、市民の命と暮らしを守る防災・減災対策への関心が高まっており、延長に際しては、活用事業について慎重に検討することが必要です。

神奈川県における超過課税による税収については、令和 3 年度以降、毎年度 200 億円を超え、そのうちの約 7 割が 3 指定都市市域からの超過課税収入となっています。しかし、3 指定都市への補助金の交付割合は、合計で 1 割程度にとどまり、各指定都市が超過課税を活用して、喫緊に取り組むべき行政課題に着実に対応するための補助としては、十分な額が交付されているとは言えません。

こうした中、神奈川県において、超過課税について延長する意向が示され、本年 9 月には条例改正が提案される予定となっています。本件課税権が神奈川県にあることは十分認識していますが、その時々の喫緊の行政課題に活用し、安全・安心の確保と経済の活性化を図っていくためにも、納税者や指定都市の意見を聞きながら進めることができます。

つきましては、法人県民税及び法人事業税の超過課税の延長に関する次の事項について、具体的な内容を速やかに示していただきますよう要請いたします。

- 1 超過課税の活用事業の実施による効果をデータに基づき客観的に検証すること。また、社会経済環境が変化している中、超過課税を負担しなければならない納税者に、超過課税の必要性について十分かつ丁寧な説明を行うこと。
- 2 指定都市への情報提供について、丁寧に行っていただくとともに、超過課税における指定都市市域内の税収負担額を踏まえ、県施行事業による各指定都市への還元状況及び補助金の交付割合のあり方について、指定都市との間で十分に共有及び協議・調整を行うこと。

令和 7 年 8 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 様

横浜市長 山中竹春
川崎市長 福田紀彦
相模原市長 本村 賢太郎